

法務局からのお知らせ

基準点標識の設置作業にご協力ください。



松江地方法務局では、令和7年度から令和8年度にかけて皆様方の地区周辺(松江市西津田第4地区、別紙区域図参照)において法務局地図作成事業を行います。

その一環作業として、この度、当該地区の全ての土地について、土地の状況を調査し、地図作成のために必要な基準点標識を地区内の道路や側溝等に設置いたします(土地の実態調査及び基準点標識の設置作業)。

この基準点標識を基に新しい地図を作成することにより、道路、上下水道等の新設や拡張などの公共工事の円滑な推進や不動産取引の円滑化など、皆様方にとりましても有益なものとなります。

なお、この事業は、国(松江地方法務局)が実施しますので、原則として、皆様方の費用等の負担はありません。

また、今回の作業において、立会いをお願いすることはありませんが、来年度の作業における、「土地境界調査」の際には、それぞれの土地の所有者等の方に立会いをお願いいたします。

基準点標識とは？

基準点標識とは、土地を正確に測量するための基礎(起点)となるもので、皆様方の所有される土地の位置を特定したり、新しい地図を作成するためにはなくてはならない大切なものです。

この基準点標識は、国家基準点から高性能の測量機器によって測量し、該当地区の適切な位置(主に公共用地)に新しく設置します。

基準点標識



※ この基準点標識は道路や側溝等に設置するもので、土地の境界を示すものではありません。

作業期間等

●作業期間

令和7年10月頃から令和8年2月末まで

●計画機関

松江地方法務局

●作業機関(作業担当者)

公益社団法人

島根県公共嘱託登記土地家屋調査士協会(社員)

●作業内容

基準点標識の設置、測量、復元測量及び官地の境界立会

基準点標識を利用して作成された地図のメリットは？

宅地造成や自然災害等何らかの理由により、将来皆様方の所有されている土地の位置や境界がどこにあるのか分からなくなった場合に、この基準点標識を基礎に測量して作成された地図や測量図により、分からなくなった土地の位置や境界を探し出すことができます(現地復元機能)。

令和8年度に行う作業(立会など)につきましては、令和8年4月頃、土地所有者の方を対象に住民説明会を開催する予定です。

この事業の実施に当たり、作業担当者が当該地区の土地の調査、基準点標識の設置、測量、復元測量及び官地の境界立会を行います。

この事業の趣旨をご理解いただき、何分のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご不明な点は

松江地方法務局登記部門 (TEL 0852-32-4222 地図整備・筆界特定室) までお問い合わせください。

